

## 中小企業緊急支援給付金の給付にかかる Q&A

### Q1 給付対象者は？

- A
- ① 神奈川県知事が要請した休業等及び営業時間短縮に応じ、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けた中小企業者及び個人事業主
  - ② ①の対象とならない事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月がある中小企業者及び個人事業主（平成31年2月以降に創業し、申請の時点で比較対象月がない場合は、創業した月から令和2年1月までの期間の月平均の事業収入）。

### Q2 中小企業者とは？

- A 中小企業支援法第2条第1項に規定する事業者をいいます。
- ①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業して営む者
  - ②資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業して営む者
  - ③資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業して営む者
  - ④資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業して営む者
  - ⑤資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業して営む者
  - ⑥中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
  - ⑦特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が①から⑤までの各号のいずれかに該当する者であるもの（⑥に掲げるものを除く。）

### Q3 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていますが、事業収入も前年同月と比較して30%以上売上減少しています。併用はできますか？

A 併用はできません。

### Q4 神奈川県知事の要請した休業等及び営業時間短縮の対象外施設ですが、30%以上売上減少としての対象となりますか？

A 対象になります。

### Q5 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請をしましたが、まだ交付されていません。30%以上売上減少しているので、こちらの要件で申請してよいですか？

A 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を待ってから申請してください。

Q6 市内に給付金給付の対象となる複数事業所がありますが、上限額はありますか？

A 給付対象となる1事業所毎に一律10万円を給付します。  
そのため、1事業所毎に申請書を記入してください。

Q7 フランチャイズで経営していますが対象となりますか？

A 給付要件を満たせば対象となります。ただし、Q1の②の場合は、チェーンストアは対象外です。

Q8 給与所得者ですが、雇用形態等により前年同月と比較して給与が下がりました。給付金の対象となりますか？

A 給与所得者は事業者ではありませんので対象外です。

Q9 複数の事業を営んでいますが、対象となる収入はどれですか？

A 主たる業種を対象とします。

Q10 主たる業種とは何ですか？

A 事業収入が一番多い業種をいいます。

Q11 事業所は市内にありますが、住民票は市外です。対象となりますか？

A 市内に事業所を有していれば対象となります（自宅兼事務所も含まれます）。ただし、市内に住民票があっても、市外に事業所がある場合は対象外です。

Q12 同一の事業者が同一事業所で日中営業と夜間営業で別事業をしています。別々の申請になりますか？

A 御質問の場合は、対象となる事業所は一つとなります。ただし、同一事業所であっても代表者が違う場合は2事業所とみなします。この場合は、履歴事項全部証明書や確定申告書等によって明確になるときのみ対象とします。

Q13 開業届に代用できるものはありますか？

A 売上減少月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書及び事業所所在地がわかる略図、若しくは履歴事項全部証明書等で営業の実態が明確になる書類の提出をお願いします。

市に届出がある法人の場合は、市役所2階市民税課又は各出張所で営業証明書が発行される場合があります（発行手数料300円）。

Q14 市内に在住していますが、住民票の提出は必要ですか？

A 住民票の提出は、市内に事業所を有す市外の個人事業主のみとします。  
（市外の関係団体等への照会の際に利用する場合がありますので必要です。）

Q15 役員等氏名一覧表（第4号様式）に性別の記入が求められていますが、必要ですか？

A 市外の関係団体等への照会の際に利用する場合がありますので、ご記入ください。

Q16 新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業緊急支援給付金給付事業が施行される直前に廃業しましたが、対象となりますか？

A 県知事が休業等及び夜間営業時間短縮要請を実施した日（令和2年4月10日）以前に開業し、申請時点で営業実態のある事業者が対象となりますので、すでに廃業している場合は対象外です。

Q17 国の持続化給付金等の給付を受けましたが、市の給付金は給付されますか？

A 支給要件を満たせば市の給付金の給付も受けられます。

Q18 給付金が給付された場合、使い道に制限はありますか？

A 事業全般に広く使える給付金として給付しています。

Q19 神奈川県内の休業等の要請に応じず、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付は受けられませんでした。30%以上売上減少しています。給付金給付の対象となりますか？

A 要件を満たしていれば、対象となります。

Q20 新型コロナウイルス感染症の影響で、納税できる状況になく、一部滞納があります。給付金は給付されませんか？

A 今回の市内の中小企業者への緊急支援措置は、御質問事項とは切り分けて考えていますので、要件を満たしていれば、対象となります。一刻も早く事業を再建し、納税環境を整えてください。なお、納税相談につきましては、市役所2F 収納課でお願いします。

Q19 売上減少した月の属する年の前年に事業収入がありましたが、確定申告をしておらず、開業届も提出していません。事業収入が減少したので対象となりますか？

A 対象外です。

Q20 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けていたため、市の給付金の給付を受けましたが、県の協力金を返還することになったことにより、市から給付された給付金も返還しなければなりません。しかし、30%以上売上減少していますので再度申請できますか？

A 別申請をいただき、要件を満たしていれば対象となります。

Q21 履歴事項全部証明書の本店所在地が市外ですが、市内に事業所があります。対象ですか？

A 市内に事業所があれば対象です。ただし、Q1の②の場合は、チェーンストアは対象外です。

Q22 新型コロナウイルスの影響を受けて売上減少した証明は必要ですか？

A 御質問の内容にかかる証明は要しませんが、売上減少した月及び比較対象月の売上明細書

の添付は必要です。